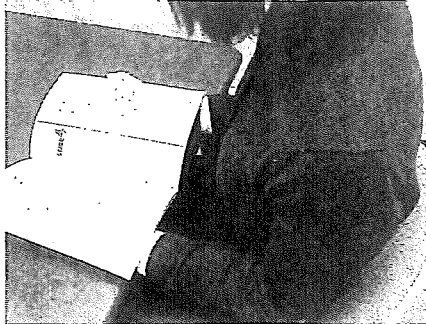


DV 逃げ続ける母子

きしむ 親子

明日への一歩①

親の離婚や虐待、配偶者間暴力(DV*)などで、追いつめられる子どもが増えている。警察庁は20日、昨年のDV被害が過去最悪になったと発表した。大人の事情に翻弄される子どもたちを守るために何が必要か。海外の制度に学びつつ、明日へのヒントを探る。



「子どもと私の命をいやすら守る人生です」。女性は事件後も偽名を名乗り、自立の道を模索する

偽名で生活、居場所隠し

突然、首に強い衝撃を受け、30歳代の女性は倒れ込んだ。昨年5月、神奈川県伊勢原市の路上。包丁で首や顔、両手を次々に刺された。目の前に、離婚した元夫(33)がいた。手をつないでいた小学生の長男は、その場から逃げ出した。

別居から7年半。恐れていたことが現実となった。2005年冬、女性は夫の暴力に耐えかね、家を出た。実家にまで押しかける夫から逃げるため、生後間もない長男を連れて保護施設を転々とした。

地裁から、6か月間近づかないよう夫に命じる保護命令が2度出されたが、その後も追いかける恐怖は消えなかった。06年の離婚成立後も居場所を隠すため、母子共に偽名を名乗った。

だが、元夫は探偵を使っただが、執拗に追いかけて、2人の居場所を探り当てた。女性に瀕死の重傷を負わせ、殺人未遂罪などに問われた元夫は昨年11月、法廷で「(女性は)突然、家を出て、子どもを私から奪った。納得がいかなかった」と供述。「今後は2人に一切近寄らない」と誓い、懲役12年(求刑・懲役18年)の実刑が確定した。

保護命令 配偶者からの暴力で被害者の身に重大な危害が及ぶ恐れが大きい場合、被害者の申し立てを受けた地裁がDV防止法に基づき、加害者に命じる。被害者や子どもに6か月間近づくことを禁じたり、住居から2か月間退去することを命じたりする。命令に違反した場合、1年以下の懲役か100万円以下の罰金が科される。

居場所を探り当てた。

女性に瀕死の重傷を負わせ、殺人未遂罪などに問われた元夫は昨年11月、法廷で「(女性は)突然、家を出て、子どもを私から奪った。納得がいかなかった」と供述。「今後は2人に一切近寄らない」と誓い、懲役12年(求刑・懲役18年)の実刑が確定した。

長男は事件後、人とすれ違ふことを怖がり、包丁を持ったおぼけの絵を描くようになった。女性は「逃げ続ける生活で、自立するのは難しい。追いかける不安を断ち切る手段が必要だ」と訴える。

棚村政行・早稲田大学教授(家族法)は「加害者が、なぜ自分の言動が相手を不安がらせているのかを理解して、不満や怒りを解消しなければ、問題は解決しない」と指摘する。

を受けさせたり、DVの原因となったアルコールや薬物依存の治療を命じたりすることもできる。DV被害の深刻さを見極めた上で、条件付きで子どもとの面会も認めている。

「別居中の夫が突然来て、『殺す』と脅されたんです」

大西講師は提言する。「被害者が子どもを連れて逃げ続けることなく済むよう、日本でも、加害者に暴力が悪いことだと認識させ、関係を改善する機会を与える裁判制度や更生プログラムの導入を検討すべきだ」

急増するDV被害。警察庁によると、2013年のDVは4万9533件で10年前の約4倍となり、過去最悪を更新した。子どもの目で行われる「面前DV」は8059件に上る。

大西講師は提言する。「被害者が子どもを連れて逃げ続けることなく済むよう、日本でも、加害者に暴力が悪いことだと認識させ、関係を改善する機会を与える裁判制度や更生プログラムの導入を検討すべきだ」

被害者を守るため2312件の保護命令が出されたが、子どもがいる場合、加害者を一時的に引き離すだけでは解決しない。「相手の方的な言い分で、子どもと会えなくなるのは納得できない」。DVの加害者として子どもと別居することになった親たちは取材に、その口をそろえた。

DV保護制度に詳しい大西祥世・法政大講師によると、ワシントンDCのDV法廷は1996年に設置された。DV問題に精通した裁判官が、被害者への接近禁止を命じる民事手続きと、DVに伴う暴行などの刑事裁判などを同時に行う。

加害者にカウンセリングを

*DV=Domestic Violence